

芦屋市緑の基本計画



芦屋庭園都市を目指して

芦 屋 市

芦屋庭園都市を目指して

芦屋市は、山・川・海の豊かな自然環境と、大阪と神戸のほぼ中間に位置するという恵まれた立地にあり、明治の後期から郊外住宅地や別荘地として開発が進み、先人たちの努力により、緑豊かな住宅都市として発展してきました。

昭和46年3月から策定している総合計画においても、美しい自然環境の保全と良好な市街地景観の形成をまちづくりの目標としています。

しかし、近年、社宅跡地などのマンション建設や宅地の細分化により、市街地の緑は減少しつつあり、多くの市民の皆様から樹木の保全が望まれています。

平成5年度から取り組んできました「10万本植樹事業」は、阪神・淡路大震災で打撃を受けましたが、市民ならびに事業者の方々の協力により、平成14年に当初の目標を達成することができ、大きく市内の緑化推進を図ることができました。

そして平成16年には、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、市民ワークショップによる宣言文の起草と庭園都市づくりのアクションプログラムを作成し、市議会において「芦屋庭園都市宣言」を議決いただきました。

このたび、「花と緑いっぱいのまちづくり」をさらに推進するため、「芦屋市緑の基本計画」を策定しました。

この計画は、本市における緑地の適正な保全及び緑化推進の施策を明らかにするもので、市民ならびに事業者そして行政との協働で、緑化の施策に取り組み、「芦屋庭園都市」に世界中の皆様をお迎えしたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたりご指導とご協力を賜りました「市民協働委員会」の方々をはじめ、ご協力いただいた皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成20年1月

芦屋市長

山中 健



目 次

序 章 緑の基本計画の策定	1
第1章 芦屋市の特性とまちづくりの方向	2
第2章 緑の現況と評価	3
1 市全体の現況と評価	3
2 地域別の現況と評価	5
第3章 緑の将来像	8
1 計画の理念とテーマ	8
2 緑の確保方針	9
3 緑の目標量	19
第4章 計画を実現するために	21
1 芦屋らしい緑を守る	21
2 芦屋らしい緑を創る	23
3 芦屋らしい緑を育てる	24
4 地域別の緑化の推進	25
5 計画の推進の取り組み	26
第5章 緑化重点地区	30
1 南芦屋浜地区緑化重点地区	31
2 JR 芦屋・阪神芦屋駅エリア地区緑化重点地区	33
資料編	35

序 章 緑の基本計画の策定

六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえた芦屋市は、自然に恵まれた良好な環境をもつ都市として発展してきました。私たちは、この環境をこれからも守り、さらに発展させ、よりよい「芦屋のまちづくり」を目指していかなくてはなりません。

本市における自然的環境は、山林、川、海、池、公園、緑地、樹林地、生産緑地、住宅地内の樹木、生け垣等様々な機能、規模をもったものがあり、これらが全体として体系的に位置付けられ、有機的な連携を図りながら確保される必要があります。

そのためには、市民・事業者・行政が協働し、緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設及び民有地の緑化の推進まで、本市全体の緑の保全と緑の推進を図っていく必要があります。

そこで、「緑の基本計画」を策定し、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子の代へ引き継いでいこうとするものです。



市役所 北広場

第1章 芦屋市の特性とまちづくりの方向

芦屋市は北側に緑ゆたかな六甲山系があり、その山間からの清流が芦屋川と宮川により市街地を経て南側に面する大阪湾に注いでいます。

また、大阪と神戸の間に位置するという恵まれた立地であることから、明治の後期に鉄道駅が設置され、郊外住宅地や別荘地としての開発が進み、住環境のすぐれた住宅都市として発展してきました。

昭和15年に精道村から芦屋市となり、昭和26年に「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性と文化性あふれる住宅都市の建設という目標を明らかにしました。

昭和48年には緑ゆたかな美しいまちづくり条例を制定し、平成5年度から平成14年度にかけて、芦屋市都市緑化推進基本計画（花と緑いっぱいのまちづくり）に基づく10万本植樹事業を実施しました。事業着手の2年目に、阪神・淡路大震災により大きな被害を受けましたが、震災復興事業を推進する中で、目標どおりに10万本植樹を達成しました。

これらの環境や歴史をふまえ、本市は、第3次芦屋市総合計画において3つの基本理念「心豊かに安心して暮らせるまち」、「自然環境を暮らしに活かすまち」、「ふれあいと文化を育てるまち」を掲げ、将来像として「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」の実現を目指しています。

特に緑の保全・推進については、「花と緑いっぱいのまちづくり」を強力に進めるため、市民との協働により、「芦屋庭園都市宣言」を行い、緑ゆたかで住みよいまちづくりの実現を図っています。

芦屋庭園都市宣言

わたしたちのまち芦屋は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきました。

21世紀を生きるわたしたちは、この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、次のとおり「芦屋庭園都市」を宣言します。

わたしたちは

- 1 今ある自然を大切に守り育て、人と緑の調和を目指します。
- 2 花と緑いっぱいの美しく潤いのあるまちにします。
- 3 四季折々の花や緑に囲まれたいのちの躍動感あふれるまちにします。
- 4 花と緑が絶えないまちづくりをみんなで続けます。
- 5 一人ひとりの心の中にも花を咲かせます。
- 6 花や緑を愛する子どもたちを育てます。

平成16年1月1日

芦屋市

第2章 緑の現況と評価

都市における緑地は、一般的には、次の4つの機能を持つといわれています。

環境保全機能	都市の骨格となる緑地や身近な住区内に存在する緑地等のもつ機能であり、野生生物の生息地あるいはヒートアイランド現象の緩和等の機能。
レクリエーション機能	市民の日常や週末のレクリエーション需要に応える緑地の機能。
防災機能	緑地のもつ災害の防止機能あるいは災害時における避難路、避難地となる機能や都市公害の緩和等の機能。
景観構成機能	市街地を取り込み市街地の背景となる緑地の機能、市街地内のランドマーク、シンボルとなる緑地等の都市景観を構成する機能。

これらの4つの緑地の機能から評価し、それらの緑地の機能が効果的に発揮されるように緑地を配置し、それらをネットワーク化することが重要です。

1 市全体の現況と評価

芦屋市の緑の現況は、緑被状況図（調査年月：平成17年9月）のとおりであり、市内には一定の緑が存在していますが、「庭園都市」実現の観点から市内の緑地の機能が適切に発揮されるように、4つの系統ごとに評価すると、以下のようになります。

（1）環境保全系統の緑地の現況と評価

市域北側の市民にやすらぎと潤いを与えている六甲山系の緑の大きな固まりは、同時に多様な動植物の生息地でもあり、貴重な自然的環境となっています。

また、市域南側の浜地域や南芦屋浜地域の海辺は、埋立てにより失われた自然的環境を取り戻すため、大規模な修景緑化の促進が計画的に実施されています。

それに対して、市域中心部は相対的に緑の量が少なく、せっかく市域の南北に大きな緑があるのに分断されたかたちとなっています。

芦屋川やその周辺の緑の景観は、本市を代表する景観であり、市民に親しまれ、同時に南北の大きな緑をつなぐ重要な役割を担っています。

しかし、芦屋川や宮川をはじめとする南北軸は、緑被状況図を見てもわかるように緑量が少なく、大きな二つの緑をつなぐ緑軸としては、まだその環境保全機能は弱いものといわざるをえません。

一方、市中心部の東西の緑軸も、さらにその環境保全機能は弱いものとなっており、道路空間を利用した緑軸の形成による、市中心部の緑のネットワークの形成が課題と言えます。



芦屋川沿いからの六甲山系の風景



宮川（呉川町・西蔵町）

(2) レクリエーション系統の緑地の現況と評価

六甲山系の緑は、市民にとって週末ハイキング等のかっこうのレクリエーションの場となっています。

浜地域は、計画的に地区公園、近隣公園及び街区公園の住区基幹公園等が整備され、南芦屋浜地域でも計画的に総合公園が整備されるなど、市民のレクリエーション活動のあらたな拠点となってきています。

しかし、最も多くの市民が住んでいる市中心部においては、地区公園は未整備であり、近隣公園については芦屋公園と前山公園の2箇所だけという状況にとどまっており、緑のレクリエーション拠点やネットワークが少なく、ウォーキング等市民が日常的にレクリエーション活動に親しめる空間が不足しています。

また、市民が家から歩いて3分でいける身近な街区公園等は、土地区画整理事業等により整備を進めているところですが、まだまだ街区公園等の整備が必要な地域があります。また、マンション建設に伴う提供公園の整備は進んでいますが、一箇所ごとの規模は小さく、多くの市民の日常的なレクリエーション活動の場としては、不十分です。

さらに、それらの拠点をつなぐ緑のネットワークが弱く、市民が安心してウォーキング等移動型のレクリエーション活動に親しめる空間が不足しています。

(3) 防災系統の緑地の現況と評価

公園等の樹木は、災害時には災害防止やその軽減に有効です。阪神・淡路大震災においても、樹木の役割は、火災軽減効果、建物や塀などの倒壊を防止する効果、周辺建物からの落下物被害の軽減、ランドマークの役割、避難生活の支援効果そして心理的效果などが認められています。

本市は、JR神戸線以北は、芦屋市霊園付近が、JR神戸線以南は、芦屋市総合公園が地震火災時の広域避難地とされています。

しかし、そこに避難するまでの避難経路と一次的な避難地としての役割をもった公園緑地の整備が遅れています。特に身近な公園緑地がない地域があり、この整備が必要です。また、一次避難地が確保されても広域避難地までの避難路として安心して避難が可能な緑のネットワーク整備が不十分な地域がまだまだ残っています。

市街地北側の六甲山系の山裾では、土砂崩れ等の対策が必要とされる地域があり、保全対策の必要性があります。

(4) 景観構成系統の緑地の現況と評価

市全体の景観をみとおしたとき、市の背景としての六甲山系の緑が大きな役割を果たしていることがわかります。

しかし、市内各地からそこにまで視線を誘導する緑の軸が芦屋川を除いてあまり確保されていません。建築物の高さ制限により、現状では市内各所から六甲山系の緑を楽しむことはできませんが、今後もマンション等の建築物が多くなることが予想されるので、道路や河川の緑といった確実な方法で本市の骨格となる緑の軸を確保していくことが必要です。

地区レベルの景観は、緑ゆたかな住宅地が本市の特徴的なものとなっています。しかし、土地の細分化やマンション建設等に伴い住宅地内の良好な緑が減少しており、このままでは、「芦屋らしい景観」が急速に失われていくことが懸念されます。このため、住宅地の緑も芦屋の緑の景観資源として適切に保全していくことが求められます。

2 地域別の現況と評価

本市の緑の現況と評価を、**北部地域**、**山手地域**、**中央地域**、**浜地域**及び**南芦屋浜地域**の5つの地域別に評価すると、以下のようになります。

(1) 北部地域の現況と評価

北部地域は、近郊緑地保全地域（地域のほぼ全域）、瀬戸内海国立公園（地域の約7割）、風致地区（地域全域）に指定されており、全域が市街化調整区域であり、ゆたかな自然環境の中にすぐれた住環境の奥池地区の住宅地があります。

また、ハイキング道や奥池の水辺は市民の週末等の自然のふれあいの場、保養の場となっています。

地域の南側では、地滑りや斜面地の崩壊等の防止対策が必要な地域があります。

当地域では、ゆたかな自然環境の恒久的な保全、住宅地の緑の維持・保全等が課題となっています。

(2) 山手地域の現況と評価

山手地域は、六甲山系のふもとの緩やかな斜面地の良好な住宅地で、六麓荘町など「閑静な住宅地・芦屋」のイメージを代表する、個人住宅の緑がゆたかな地域です。

地域の中央部には、保護樹林に指定している「芦屋神社」があり、この芦屋神社の境内には、市花の「コバノミツバツツジ」が自生しています。また、地域の東側には、貴重な樹林地や生産緑地地区等が残っており、公園緑地面積は少ないが、緑被率は高い地域です。

当地域では、道路緑化、公園面積の確保、住宅地の緑の保全・育成が課題です。



六麓荘町のまちなみ



東芦屋町のまちなみ

(3) 中央地域の現況と評価

中央地域は、芦屋川沿いと宮川沿いの緑が中心となっており、地区公園がなく、近隣公園も少なく、震災復興土地区画整理事業等やマンション開発に伴う提供公園の整備により街区公園の数は多くなっていますが個々の面積は小さいため、全般的には緑が少ない地域となっています。

また、市の顔として位置づけられるJR芦屋駅周辺の緑化が求められています。

地域の南側の旧海岸線付近から芦屋川沿いには、防風、防潮、護岸用として植樹されたクロマツ林が残されています。この「クロマツ」は、市木に指定しており、クロマツ林と一体となった芦屋川沿いの景観は、最も市民から意識され、親しまれています。

当地域では、JR芦屋・阪神芦屋駅エリア地区の緑化の検討・推進、道路緑化、河川空間や河川沿いの緑化や民有地の緑の充実と緑化の推進が課題です。

（４）浜地域の現況と評価

浜地域は、海浜埋立造成によりできた地域で、地区公園、近隣公園及び街区公園が計画的に配置されています。中央緑道と芦屋浜線や打出浜線の緑道を骨格として、地域全域に緑道が配置されており、南には南芦屋浜地域との間の水面を中心としたキャナルパークがある緑ゆたかな地域です。

また、低層住宅地では、地区計画や建築協定により生垣等が誘導されており良好な住環境が形成されています。

当地域では、公園緑地等や住宅地の緑を維持・保全していくことが課題です。

（５）南芦屋浜地域の現況と評価

南芦屋浜地域は、海浜埋立造成によりできた地域で、芦屋市総合公園、港湾緑地、潮芦屋ビーチやマリーナがあり、近隣公園及び街区公園の配置が計画的にされ、緑ゆたかな地域として整備が進められています。

地域全体に条例による景観地区が指定され、それぞれの土地利用に応じて緑化の基準を定め、民有地の緑化を促進することとしています。

当地域では、道路緑化、公園緑地の維持・整備、住宅地の緑の保全・推進等が課題です。

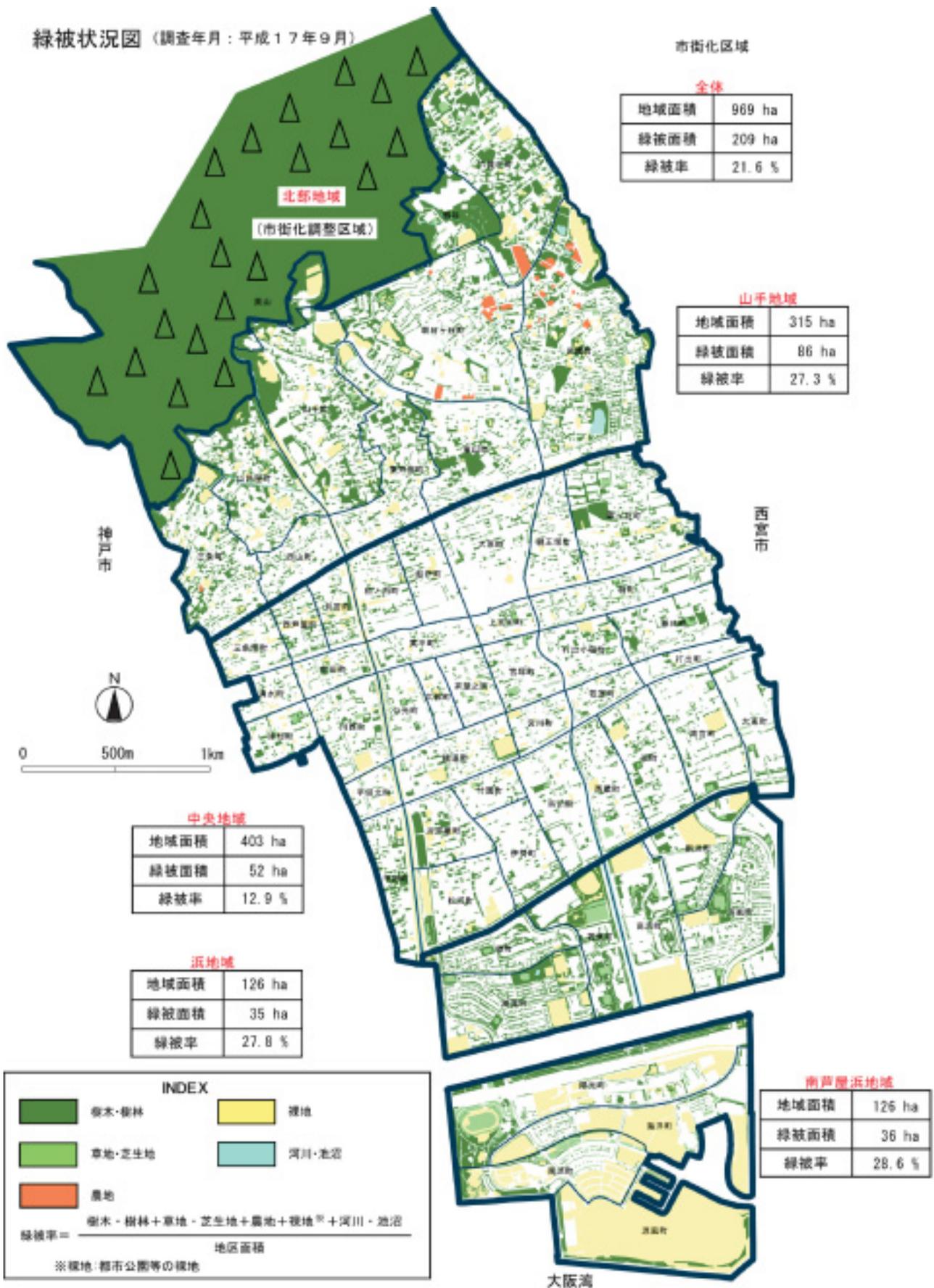


市木「クロマツ」
（芦屋公園：松浜町）



市花「コバノミツバツツジ」
（芦屋神社：東芦屋町）

緑被状況図（調査年月：平成17年9月）



緑被状況調査は、市街化区域を対象としました。

1 計画の理念とテーマ

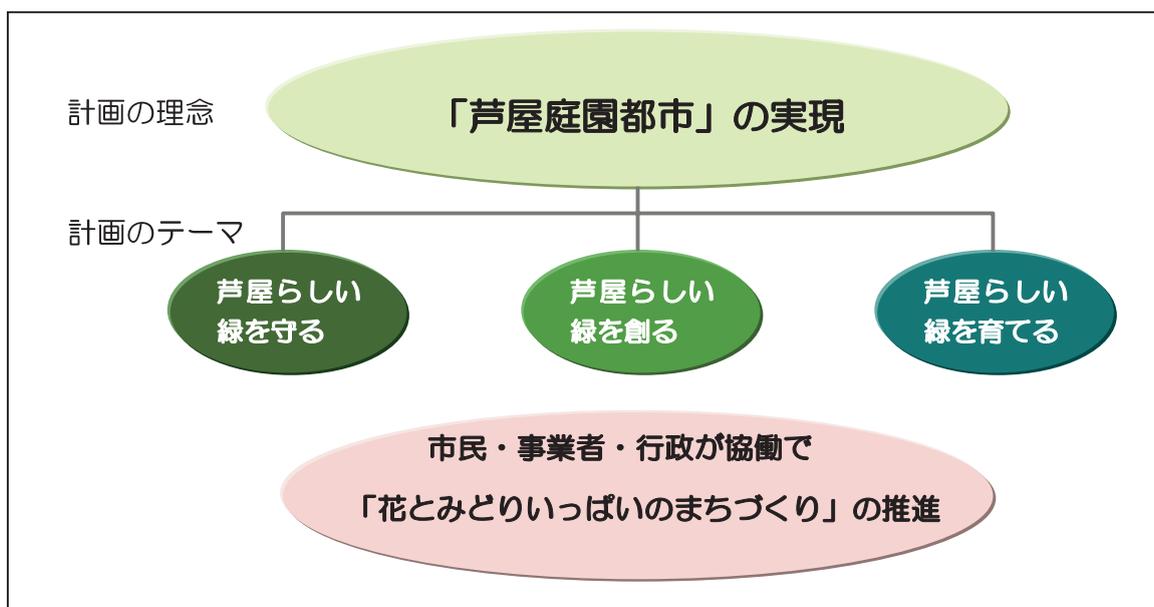
芦屋市における緑は、第3次芦屋市総合計画の将来像である「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を実現する重要な要素であり、学習・仕事・憩い・安全など日常生活の中でその活用が求められています。

また本市は、六甲山系の緑、芦屋川や宮川、そして大阪湾の海などの豊かな自然環境に恵まれています。このすぐれた自然の緑と市内に点在する個人住宅の緑は、本市の個性ある景観を創造しており、これらの緑の保全・継承・育成が求められています。

平成16年1月に、歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、「芦屋庭園都市」を宣言しました。

このため、本計画の理念を、“**「芦屋庭園都市」の実現**”とします。

そして、次の3つの計画のテーマ「**芦屋らしい緑*を守る**」、「**芦屋らしい緑を創る**」及び「**芦屋らしい緑を育てる**」を掲げて、花とみどりいっぱいのまちづくりを、市民・事業者・行政が協働で推進していきます。



※「芦屋らしい緑」は、「個人住宅等の敷際の緑」、「芦屋川周辺の緑」、「六甲山系の緑」の3つの緑をいいます。



個人住宅等の敷際の緑



芦屋川周辺の緑



六甲山系の緑

2 緑の確保方針

緑の特色，課題及び評価を踏まえて，4つの系統ごとに緑地の確保方針を整理すると次のようになります。

(1) 環境保全系統の緑地の確保方針

- ①六甲山系の緑と浜地域や南芦屋浜地域の海を，本市の重要な自然的環境拠点地域として位置づけ，これを適切に保全していくとともに，さらに豊かな自然的環境地域となるよう育てていきます。
- ②この二つの自然的環境地域から，市中心部にその地域がもつ豊かな自然環境(空気，水，多様な動植物等)が誘導されるよう，二つの地域をつなぐ南北の緑の骨格を緑地として形成します。
緑の骨格の形成にあたっては，市街地を南北に流れる芦屋川および宮川の区域を，骨格を形成する緑地として位置付け，区域のなか，その周辺地域とともに，緑の骨格を充実していきます。
- ③さらに，それらの南北の緑の骨格から，東西に緑の軸を枝分かれさせるとともにそれらの軸上のところどころに拠点を置くことにより，市内に自然環境のネットワークをつくりだします。
既成市街地における，東西の軸形成にあたっては，道路空間等を活用し，歩行者空間のさらなる確保，街路樹の充実を各方面に働きかけて行くとともに，拠点として，必要な箇所に公園緑地の整備を図ります。その際早期の用地確保が困難な地域では，所有者の理解を得ながら，貴重な樹林地や生産緑地地区の保全を図ります。
- ④さらに，それらのネットワークから各地区内にも緑をつなぎ，広げていくため，民有地の緑がゆたかな地域は，緑の保全に努め，樹木緑被率が低い地域は，より緑化の促進に努め，その他の地域は，緑化の促進に努めます。
南芦屋浜地域は，景観地区に指定しており，新市街地として適正な公園緑地を確保するだけでなく，修景緑化のため水辺に緑地を確保するなど，特に緑化を促進します。

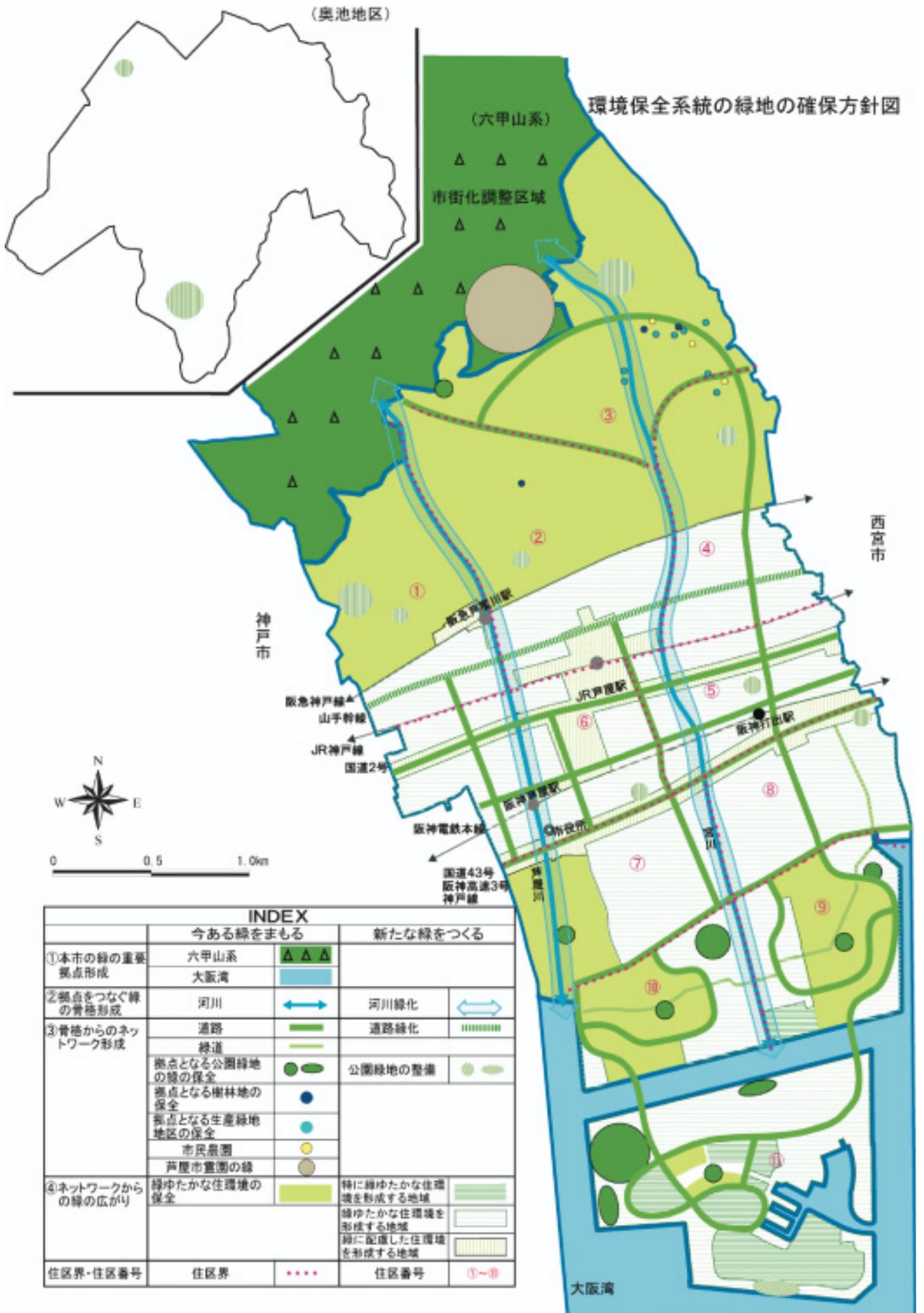


六甲山系 奥山貯水池 (奥池南町)



保護樹林 (岩園町)

環境保全システムの緑地の確保方針図



INDEX			
	今ある緑をまもる	新たな緑をつくる	
①本市の緑の重要拠点形成	六甲山系	△△△	
	大阪湾	■	
②拠点をつなぐ緑の骨格形成	河川	⇔	河川緑化 ⇔
	道路	—	道路緑化 ■■■■■
③骨格からのネットワーク形成	緑道	—	
	拠点となる公園緑地の緑の保全	●	公園緑地の整備 ●
	拠点となる樹林地の保全	●	
	拠点となる生産緑地地区の保全	●	
	市民農園	●	
	芦屋市農園の緑	●	
④ネットワークからの緑の広がり	緑ゆたかな住環境の保全	■	特に緑ゆたかな住環境を形成する地域 ■■■■■
			緑ゆたかな住環境を形成する地域 ■■■■■
			緑に配慮した住環境を形成する地域 ■■■■■
			緑に配慮した住環境を形成する地域 ■■■■■
住区界・住区番号	住区界	●●●●	住区番号 ①~⑩

(2) レクリエーションシステムの緑地の確保方針

市域全体において高齢化がますます進展するなか、日常的な軽運動による健康増進に関する市民の意識はますます高まっており、そのような活動を誰もが安心して行える空間の整備が必要です。

①このため、これらの日常的なレクリエーション活動については、通常、小学校区を中心とする人口8,000人から1万人程度の区域を1住区とする住区に対して、都市公園法の規定に基づく都市公園の配置及び規模の基準から、地区公園、近隣公園及び街区公園の確保に努めます。

②また、これらの緑の拠点をつなぐ緑のネットワークを形成することにより、多様なレクリエーション活動に誰もがいつでも気軽に取り組めるようにします。このネットワーク形成にあたっては、道路・河川等の空間を活用し、その空間の緑をさらに充実していくこととします。



芦屋市総合公園（陽光町）



芦屋中央公園（若葉町）



市民公園（川西町）



市民農園（六麓荘町）



(3) 防災系統の緑地の確保方針

- ①地震火災時の避難圏域は、JR神戸線を境界線として、市域の北側と南側に区分して、北側の広域避難地は芦屋市霊園一帯、南側の広域避難地は芦屋市総合公園としており、これらの敷地内の植栽を充実するなど、避難地機能の強化を図ります。
- ②また、広域防災帯である国道43号沿いは、国に強く働きかけて、その機能を十分発揮できるように緑化を推進するとともに、芦屋川沿い、宮川沿いの防災緑地軸については、県と連携して、緑の保全と緑化を図ります。
- ③また、避難路となる道路の緑化を推進するとともに、一次避難地となる地区公園、近隣公園や街区公園の確保に努めます。
- ④地すべり、崩壊等の危険性の大きい地域は、がけ崩れ等の防災対策を進めていきます。



避難路 山手線（岩園町）



一次避難地 宮塚公園（宮塚町）



広域防災帯 国道43号（竹園町・精道町）



広域防災帯 国道43号（精道町）



(4) 景観構成システムの緑地の確保方針

- ①市街地からの眺望景観として重要な六甲山系及び大阪湾に臨む海辺とそれらをつなぐ芦屋川、宮川は景観の骨格を形成しており、優れた緑地として保全・育成していきます。
- ②既成市街地においては、民有地の緑がゆたかな地域は、市の景観を特徴付けており、景観の保全・向上のため、風致地区の指定を継続するとともに、新たな地域の指定を検討します。また、景観ポイントとなっている樹林地、生産緑地地区の保全や芦屋市霊園、公園緑地の緑を保全します。
- ③南芦屋浜地域は、景観地区に指定しており、海辺の修景緑化に努め、特に緑化を促進します。中央地域等の樹木緑被率が低い地域は、より緑化の促進に努め、その他の地域は、緑化の促進に努めます。
- ④市の玄関として位置付けているJR芦屋駅周辺の緑化の推進を検討するとともに、道路の緑化の推進や公園緑地の確保に努めます。



チャンネルパーク（浜地域・南芦屋浜地域）



旧防潮堤緑地（松浜町）



西浜公園（潮見町）



芦屋公園（浜芦屋町）

景観構成系統の緑地の確保方針図



INDEX		今ある緑をまもる	新たな緑をつくる
①景観の重要拠点形成	六甲山系	▲ ▲ ▲	
	大阪湾	■	
①景観の骨格形成	河川	⇄	河川緑化 ⇄
	道路	—	道路緑化 —
②景観ポイント景観軸	緑道	—	
	公園緑地の緑の保全	●	公園緑地の整備 ●
	樹林地の保全	●	
	生産緑地地区の保全	●	
	芦屋市重園の緑	●	
③優れた景観を形成する地域	緑ゆたかな住環境の保全	■	JR芦屋駅周辺地域の緑化 ○
			特に優れた景観を形成する地域 ■
			優れた景観を形成する地域 □
			優れた景観の形成に配慮する地域 ▨
風致地区	風致地区の指定	▨	
住区界・住区番号	住区界	●●●●	住区番号 ①-⑩

(5) 総合的な緑地の確保方針

4つの系統の確保方針を総合すると、総合的な緑地の確保方針は以下のようになります。

本市の骨格を形成する緑地は、動植物の生息地となっている自然ゆたかな六甲山系と公園緑地が計画的に配置され修景緑化が進められている大阪湾に臨む海辺、これらを結ぶ芦屋川、宮川を位置付けます。

市街地の貴重な樹林地等や民有地の良好な緑は、都市計画法等に基づく規制や条例に基づく指導により保全していきます。また、東西方向の防災上の広域防災帯を始めとした幹線道路の街路樹の整備・充実を行い、公園緑地の確保に努め、市街地全域についての緑のネットワーク化を進めます。

また、4つの系統の確保方針図を重ね合わせると、次ページの「総合的な緑地の確保方針図」となります。

総合的な緑地の確保方針図



3 緑の目標量

前ページの「総合的な緑地の確保方針図」に示された緑の量が、本計画の目標とする緑の量であり、市街化区域において、現在より約60ヘクタール増加の約269ヘクタールで、区域面積約969ヘクタールに対して、緑被率は約28%となります。

また、市域全域の都市公園等の目標量は、約31ヘクタール増加の約113ヘクタールとなり、目標年次（平成32年度）の人口約104,000人に対して、1人あたり約11平方メートルとなります。

この緑の目標量の約60ヘクタールの増加については、「市民・事業者の緑化（約30ヘクタール）」と「公共の緑化（約30ヘクタール）」とに役割分担をします。

（1）市民・事業者の緑の目標量

平成32年度を目標年次とする市街化区域における緑の目標量の内「民有地の緑化」により実現を目指す約30ヘクタールは、開発が進められている南芦屋浜地域で約11ヘクタールとその他の地域で約19ヘクタールとします。

南芦屋浜地域の約11ヘクタールは、これから開発される民有地の敷地面積の約2割に相当し、その他の地域の約19ヘクタールは、世帯数を約38,000世帯とすると、1世帯あたり約5平方メートルに相当します。

（2）公共の緑の目標量

市街化区域における「公共の緑化」により実現を目指す約30ヘクタールは、公園緑地の整備による約24ヘクタールと主な公共公益施設の緑化による約6ヘクタールとします。

公園緑地の約24ヘクタールは、住区ごとの公園の適正配置の観点等から計画することにより必要となる公園緑地の面積に相当します。（市街化調整区域の必要面積は、約7ヘクタールとなります。）

主な公共公益施設の約6ヘクタールは、それらの敷地面積の約1割に相当します。



六甲山系の風景



北部地域から大阪湾の風景



緑の目標量（市街化区域） 約 269 ha
市街化区域面積（約969ha）の約 28 %

年 度	平成17年度	平成32年度
緑 の 量	約 209 ha	約 269 ha
緑 被 率	約 22 %	約 28 %

※目標年度の平成32年度は、都市計画マスタープランと同じとしています。

※緑とは、都市公園，樹木・樹林，草地・芝生地，河川・池沼，農地としており，河川・池沼の空間も広く緑としてとらえています。

（約60haの増加の内訳）

市民・事業者の緑の目標量			公共の緑の目標量		
山手地域 中央地域 浜地域	1世帯あたり 5㎡の増加	約19ha の増加	都市公園		約24ha の増加
南芦屋浜 地域	敷地面積の 約2割増加	約11ha の増加	公共施設	敷地面積の 約1割増加	約6ha の増加
約30ha の増加			約30ha の増加		



都市公園の目標量（市域全域） 約 113 ha
市民1人あたり 約 11 ㎡

年 度	平成17年度	平成32年度
人 口	約 90,900 人	約 104,000 人
都市公園面積	約 82 ha	約 113 ha
1人あたり公園面積	約 9 ㎡/人	約 11 ㎡/人

第4章 計画を実現するために

本計画の理念“**「芦屋庭園都市」の実現**”を目指すために設定した緑の目標量は、目標年次の平成32年度において、約60ヘクタールの緑の増加としました。

この目標を達成するために、「**芦屋らしい緑を守る**」、「**芦屋らしい緑を創る**」、「**芦屋らしい緑を育てる**」の3つの計画テーマごとに整理した以下の施策を、市民・事業者・行政が協働で進めていきます。

1 芦屋らしい緑を守る		
項目	施策	内容
(1)継続・充実する施策	① 近郊緑地保全区域の指定の継続	六甲山系は、市街化調整区域であり、「近郊緑地保全区域」、「特別緑地保全地区」、「瀬戸内海国立公園六甲地域」、「風致地区」に指定されています。今後も優れた自然環境の保全を図るため、国・県と連携し現在の指定を継続して、開発行為を制限します。 山手地域の北側、芦屋川沿いに指定している風致地区は、まちの風致を維持するため、現在の指定を継続します。
	② 特別緑地保全地区の指定の継続	
	③ 瀬戸内海国立公園六甲地域の指定の継続	
	④ 風致地区の指定の継続	
	⑤ 条例に基づく指導等の継続	芦屋市住みよいまちづくり条例、芦屋市都市景観条例により建築物等が建築されるときに緑の保全について指導します。 市民や事業者は、建築物等の建築のとき、工夫して緑を保全します。
	⑥ 生産緑地地区の指定の継続	「生産緑地地区」は、市街地における貴重な自然環境であることから、現在の指定を継続します。
	⑦ 保護樹・保護樹林の指定の継続	「保護樹」または「保護樹林」は、まちの美観風致上から、所有者の理解を得て、現在の指定を継続します。
	⑧ 市民農園の設置の継続	「市民農園」は、市民が野菜や花等を栽培して、自然に触れ合える場となっており、今後も現在の設置を継続します。
	⑨ 住民緑化団体による緑の保全	緑化活動団体の活動が継続・活発化するように団体を支援します。
	⑩ 都市公園の緑の保全	公園緑地は、維持・充実に努め、改修時には、ユニバーサルデザイン化を検討し、住民の幅広い利用に対応できるようにします。

	⑪ 道路の緑の保全	道路や緑道の植栽の適切な維持管理を行い、レクリエーション拠点を繋ぐネットワークや災害時の避難路としての機能を維持します。
	⑫ 緑道の緑の保全	
	⑬ 市立小学校の緑の保全	市街地での緑の保全と都市景観の向上を図るため、市立小学校やその他の公共公益施設の敷地内の緑を保全します。
	⑭ その他の公共公益施設の緑の保全	
(2)検討施策	① 風致地区の新たな指定	海辺や低密度住宅地においてまちの風致を維持するため、新たな地域において、風致地区の指定を検討します。
	② 緑の保全地区の指定	市民や事業者と協議し、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区を、緑ゆたかな美しいまちづくり条例による「緑の保全地区」に指定することを検討します。 また、保全を図る必要がある樹木や樹林は、所有者の理解を得て、保護樹や保護樹林に指定することを検討します。
	③ 保護樹、保護樹林の新たな指定	

2 芦屋らしい緑を創る

項目	施策	内容
(1)継続・充実する施策	① 芦屋庭園都市アクションプログラムの推進（市域全域）	「庭園都市情報の収集と発信」、「オープンガーデン」、「緑の制度の勉強会」、「緑の循環システム」、「緑の交流会」の5つのプログラムを実施していきます。
	② 条例に基づく指導等による緑化の推進	芦屋市住みよいまちづくり条例，芦屋市都市景観条例により建築物等が建築されるときに緑化について指導します。 市民や事業者は，建築物等の建築のとき，工夫して緑化します。 また，ヒートアイランド現象対策として，敷地内の空地に植栽するとともに，駐車場緑化，壁面緑化及び屋上緑化を推進します。
	③ 緑化助成による緑化の推進	市民や事業者は，市の生垣，駐車場緑化や壁面緑化等への助成制度を活用します。
	④ 住民緑化団体による緑化の推進	緑化活動団体が，市域全域に広がるよう，団体の結成を支援します。
	⑤ 都市公園の整備	近隣住区を単位として，街区公園，近隣公園等の適切な配置を検討し，整備します。また緑地を整備します。
	⑥ 道路の緑化の推進	道路や緑道の緑化を推進し，レクリエーション拠点を繋ぐネットワークや地震火災時の避難路としての機能の強化を図ります。
	⑦ 緑道の緑化の推進	
	⑧ 市立小学校の緑化の推進	市立小学校の敷地内の緑化の推進に努め，小学校を地域の緑の拠点にして，地域の緑化を推進します。またその他の公共公益施設の敷地内の緑化を推進します。
	⑨ その他の公共公益施設の緑化の推進	
	⑩ 水と緑のネットワークの形成	
	⑪ 六甲山系グリーンベルト整備事業の実施	山麓部の土砂災害に対する安全性を高め，緑ゆたかな都市環境と景観を創出するため，国と連携し，「六甲山系グリーンベルト整備事業」を進めます。
(2)新規施策	① 緑化重点地区の指定による緑化の推進	南芦屋浜地区，JR芦屋・阪神芦屋駅エリア地区は，都市緑地法に基づく「緑化重点地区」に指定し，緑の保全，シンボルツリーや樹木の植栽，生垣化の推進，駐車場緑化，壁面緑化や屋上緑化の推進，プランターの設置，道路の緑の保全や緑化の推進，街角花壇の設置，都市公園の整備等により，緑化を推進します。

(3)検討施策	① 緑化重点地区の新たな指定	民有地緑化，都市公園の整備，公共公益の緑化等の緑化施策により，緑化を推進する緑化重点地区の指定を検討します。
	② 緑化推進地区の指定	市民や事業者と協議し，市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図ることが必要な地区を，緑ゆたかな美しいまちづくり条例による「緑化推進地区」に指定することを検討します。
	③ グリーンバンクの設置	市民や事業者等が不用になった樹木を市等がストックし，ストックした樹木を市内の希望者や公共公益施設に配布する「グリーンバンク」制度の設置を検討します。

3 芦屋らしい緑を育てる		
項目	施策	内容
(1)継続・充実する施策	① 緑化の普及啓発活動の拡充	園芸に関する講習会を開催し，花苗の育成や樹木の植栽などについての知識を高め，緑化に関する啓発を図ります。 また，市の広報・ホームページを活用し市民団体が取り組んでいる緑化活動内容の紹介や，緑化相談内容について情報を発信し，緑の普及啓発を図ります。
	② 顕彰制度の拡充	花と緑にまつまれた美しいまちづくりを進めていくため，家庭や学校園，市内の公園で育てられた花や緑を対象に，写真で応募していただくコンクールを引続き開催します。
(2)検討施策	① 効果的な緑の管理体制の拡充	市は，自治会やまちづくり協議会等と話し合い，次世代へ引継げる，地域による円滑な管理手法の構築の支援の充実を図ります。 公共による緑の管理に関しては，管理台帳を作成するなど，データベース化し，管理計画，管理手法等の整理を行い，市民・事業者・行政が一体となり効率的な管理ができるよう検討します。

4 地域別の緑化の推進		
項目	施策	内容
(1)北部地域の緑化の推進	民有地の緑化 ハイキングコースの保全 六甲山系グリーンベルト整備事業の実施	奥池地区等の住宅地は、良好な住環境を風致地区や地区計画等の法律による規制や条例等による基準により保全するとともに、市民・事業者・行政が協働で、緑化の推進に努めます。 また、ハイキングコースが健全なレクリエーションの場となるよう、維持・保全に努めます。 六甲山系の山裾の地域は、国と連携し、六甲山系グリーンベルト整備事業を進め、自然緑地を保全し、土砂災害の防止を図ります。
(2)山手地域の緑化の推進	民有地の緑化 保護樹林等の保全 公園緑地の整備等	山手地域は、民有地の緑が地域の緑の豊かさを特徴付けています。建築物等が建築されるときに、条例等に基づく指導等により緑を保全します。 また、土地所有者の協力を得て、地域の北東部に点在する樹林地や生産緑地地区を保全します。 公園緑地が不足している地区において、公園緑地の配置や整備について検討し、それらの緑化の推進や公共公益施設の緑化の推進について検討します。
(3)中央地域の緑化の推進	公園緑地の整備 公共公益施設の緑化 民有地の緑化 緑化地域の指定の検討 緑化重点地区の指定	市は、JR芦屋駅周辺などの鉄道駅周辺地区や公園緑地が不足している地区において、公園緑地の配置や整備について検討し、それらの緑化の推進や公共公益施設の緑化の推進について検討します。 また、緑化の推進のため、JR芦屋・阪神芦屋駅エリア地区は、緑化重点地区に指定するとともに、駅周辺地区では緑化地域の指定を、それ以外の地区では、緑化重点地区の指定を検討します。
(4)浜地域の緑化の推進	民有地の緑の保全と緑化の推進	浜地域は、現在の良好な住環境を法律による風致地区、地区計画、建築協定や条例等により保全するとともに、市民・事業者・行政が協働で、緑化の推進に努めます。
(5)南芦屋浜地域の緑化の推進	民有地の緑の保全と緑化の推進 緑化重点地区の指定	地域全域を緑化重点地区に指定し、すでに良好な住環境の住宅地として整備されている地域は、法律による風致地区や地区計画、建築協定により保全するとともに、市民・事業者・行政が協働で、緑化を推進します。 これから、整備する地域は、公園緑地の配置や整備について検討し、公園緑地の整備を進め、市民・事業者・行政が協働で、緑化を推進します。



山手地域(芦屋神社・東芦屋公園)



中央地域(呉川公園)



浜地域(中央緑道)

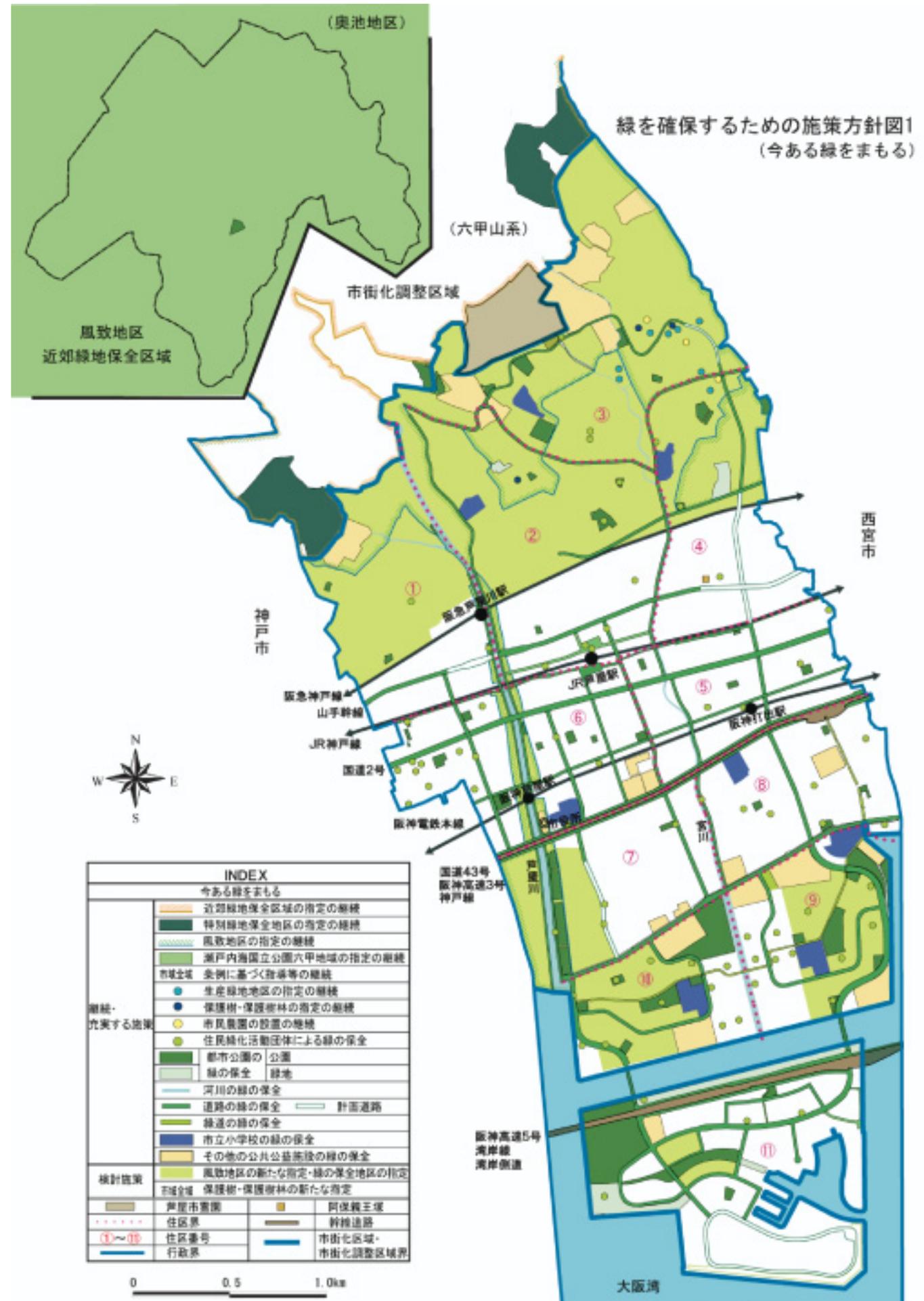


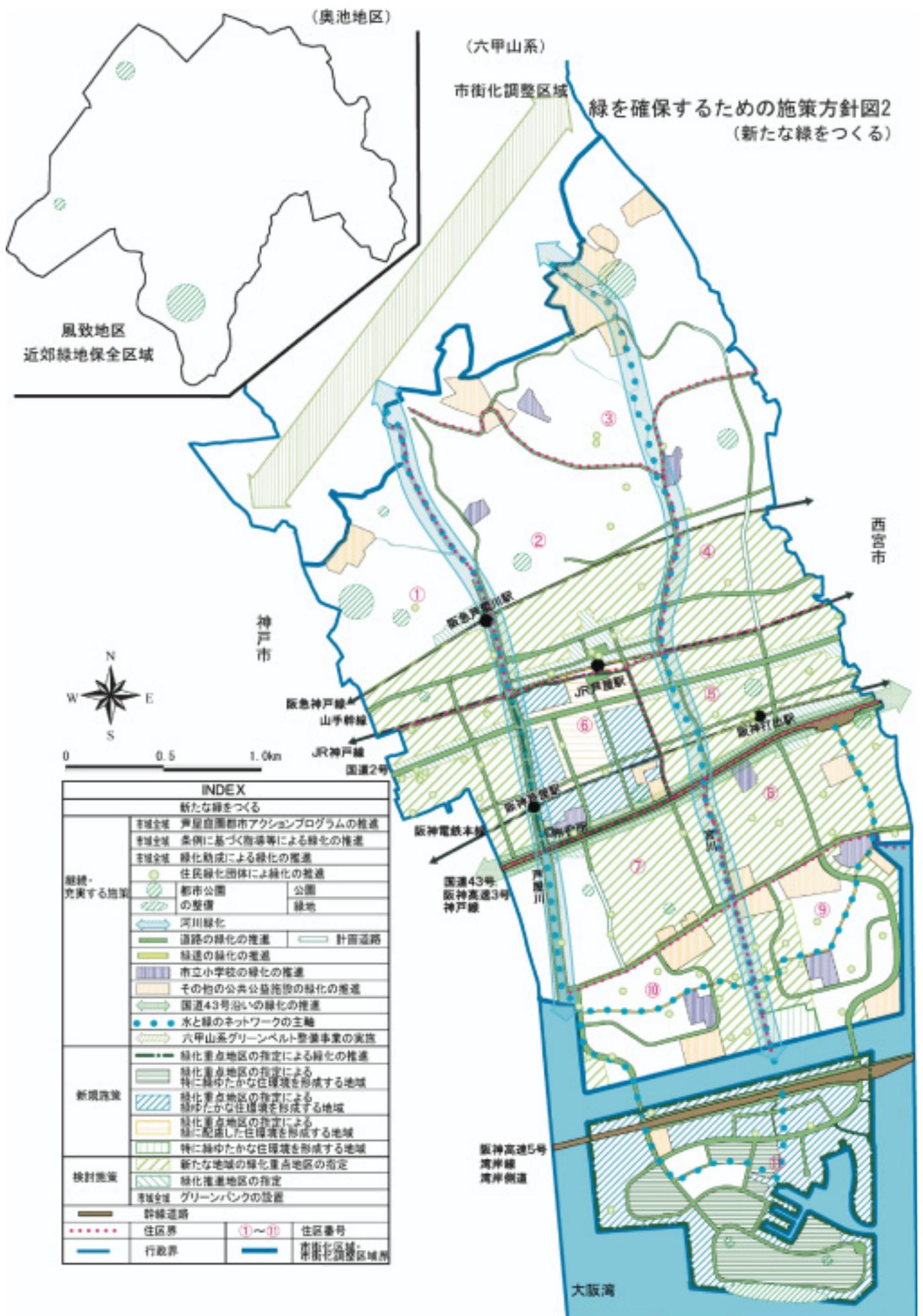
南芦屋浜地域(陽光公園)

5 計画の推進の取り組み

<p>(1) 計画の進行管理</p>	<p>本市におけるこれまでの緑の取り組みの経験から、計画の推進を支えるシステムを強化する必要があります。</p> <p>このため、緑の基本計画を策定した事務局において進行管理ができる組織を設置し、確実な計画の推進を図ります。</p>
<p>(2) 早期に取り組む施策</p>	
<p>① 芦屋らしい緑を守る</p>	<p>山手地域や浜地域の特に緑ゆたかな住宅地について、その緑の環境を保全する必要がある地区は、「緑の保全地区」の指定を目指して取り組みます。</p>
<p>ア 緑の保全地区の指定</p>	
<p>イ 保護樹・保護樹林の新たな指定</p>	<p>また、保護樹・保護樹林の新たな指定を目指した取り組みも進めます。</p>
<p>② 芦屋らしい緑を創る</p>	<p>芦屋の緑を特徴付けている民有地の緑の保全と緑化の推進を図るため、市は、緑化助成制度の充実を図り、市民・事業者は、緑の保全と緑化の推進に取り組みます。</p>
<p>ア 緑化助成による緑化の推進</p>	
<p>イ 緑化重点地区の指定による緑化の推進</p>	<p>JR芦屋・阪神芦屋駅エリア地区は、(仮称)緑化推進会議を設置し、今後、指定をする他の緑化重点地区のモデル地区として、市民・事業者・行政が協働で、市の玄関口にふさわしい花と緑いっぱいのもちづくりに取り組みます。</p>

(3)施策の展開							
計画の テーマ	施 策		重点 施策	実施 主体	事業実施時期		
					継続	短期	長期
① 芦屋らしい 緑を守る	ア	近郊緑地保全区域の指定の継続		国	○		
	イ	特別緑地保全地区の指定の継続		市県	○		
	ウ	瀬戸内海国立公園六甲地域の指定の継続		国	○		
	エ	風致地区の指定の継続		県	○		
	オ	条例に基づく指導等の継続		市	○		
	カ	生産緑地地区の指定の継続		協働	○		
	キ	保護樹・保護樹林の指定の継続		協働	○		
	ク	市民農園の設置の継続		協働	○		
	ケ	住民緑化団体による緑の保全		協働	○		
	コ	都市公園の緑の保全		市	○		
	サ	道路の緑の保全		市	○		
	シ	緑道の緑の保全		市	○		
	ス	市立小学校の緑の保全		協働	○		
	セ	その他の公共公益施設の緑の保全		市等	○		
	ソ	風致地区の新たな指定		県			○
	タ	緑の保全地区の指定	◎	市		◎	
チ	保護樹・保護樹林の新たな指定	◎	協働		◎		
② 芦屋らしい 緑を創る	ア	芦屋庭園都市アクションプログラムの推進	◎	協働	○		
	イ	条例に基づく指導等による緑化の推進		市	○		
	ウ	緑化助成による緑化の推進	◎	協働	○		
	エ	住民緑化団体による緑化の推進		協働	○		
	オ	都市公園の整備		市	○		
	カ	道路の緑化の推進		市	○		
	キ	緑道の緑化の推進		市	○		
	ク	市立小学校の緑化の推進		協働	○		
	ケ	その他の公共公益施設の緑化の推進		市等	○		
	コ	水と緑のネットワークの形成		協働	○		
	サ	六甲山系グリーンベルト整備事業の実施		国		○	
	シ	緑化重点地区の指定	◎	協働		◎	
	ス	緑化重点地区の新たな指定		協働		○	
	セ	緑化推進地区の指定		市		○	
ソ	グリーンバンクの設置		協働		○		
③ 芦屋らしい 緑を育てる	ア	緑化の普及啓発活動の拡充	◎	協働	○	◎	
	イ	顕彰制度の拡充		協働	○		
	ウ	効果的な緑の管理体制の拡充		協働		○	





第5章 緑化重点地区

緑化重点地区は、緑化地域以外で、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区等都市の風致の維持が特に重要な地区、緑化に対する住民の意識が高い地区などに定めるもので、地区の設定により、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。

緑化地域は、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度で、地域の住民や関係権利者の合意に基づき、都市計画決定するものです。

中央地域は、本市のシンボルとなる地区であり、また緑が不足している地区でもあります。南芦屋浜地域は、計画的に開発がされている地域です。これらの地域の緑化を推進するには、都市緑地法に基づく「緑化地域」や「緑化重点地区」に指定することが考えられます。

緑化重点地区においては、都市公園の整備、公共公益施設の緑化や民有地緑化等について定め、市による重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等において、住民や自治会によるボランティア活動の展開等それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できます。



JR芦屋駅前（業平町）



大榎公園（大榎町）



南浜町のまちなみ



親水中央公園（海洋町・南浜町）

1 南芦屋浜地区緑化重点地区

(1) 基本的な考え方

南芦屋浜地域は、「人間サイズのまちづくり『南芦屋浜プラン』」に基づいて、県、市及び民間が協力しながらまちづくりを進めています。

当地域では、芦屋の品格ある洗練されたイメージを継承しながら、六甲山系の山並み、青い海等、恵まれた自然環境を生かした「戸建住宅」を中心とした豊かな自然と優れた居住環境を形成・維持することが求められています。

現在、中高層住宅、低層住宅及びマリーナが整備され南芦屋浜病院、暫定生活利便施設等が設置されています。また、芦屋市総合公園、潮芦屋緑地、潮芦屋ビーチ（人工海浜）、陽光緑地、親水中央公園等が整備されています。

このように当地域の、北部や西部はある程度、まちなみの整備が進められていますが、中部や南部はこれから整備が進められていく予定となっています。

緑の状況は、整備が進められた地域でも、緑の不足しているところもあり、またこれから整備を進める地域では、良好な住環境を形成するため、緑化の推進を図る必要があることから、緑化重点地区に指定します。

(2) 緑化推進の施策

緑化の推進に当たっては、次の施策について、市民・事業者・行政が協働で取り組み緑化を推進していきます。

①民有地の緑の保全と緑化の推進

- ・ 緑の保全
- ・ シンボルツリーや樹木の植栽
- ・ 生垣の推進
- ・ 駐車場緑化
- ・ プランターの設置

②公共公益施設の緑の保全と緑化の推進

- ・ 都市公園の整備
- ・ 緑の保全
- ・ シンボルツリーや樹木の植栽
- ・ 生垣の推進
- ・ 駐車場緑化
- ・ 壁面緑化や屋上緑化の推進
- ・ 道路の緑の保全や緑化の推進
- ・ 街角花壇の設置
- ・ プランターの設置

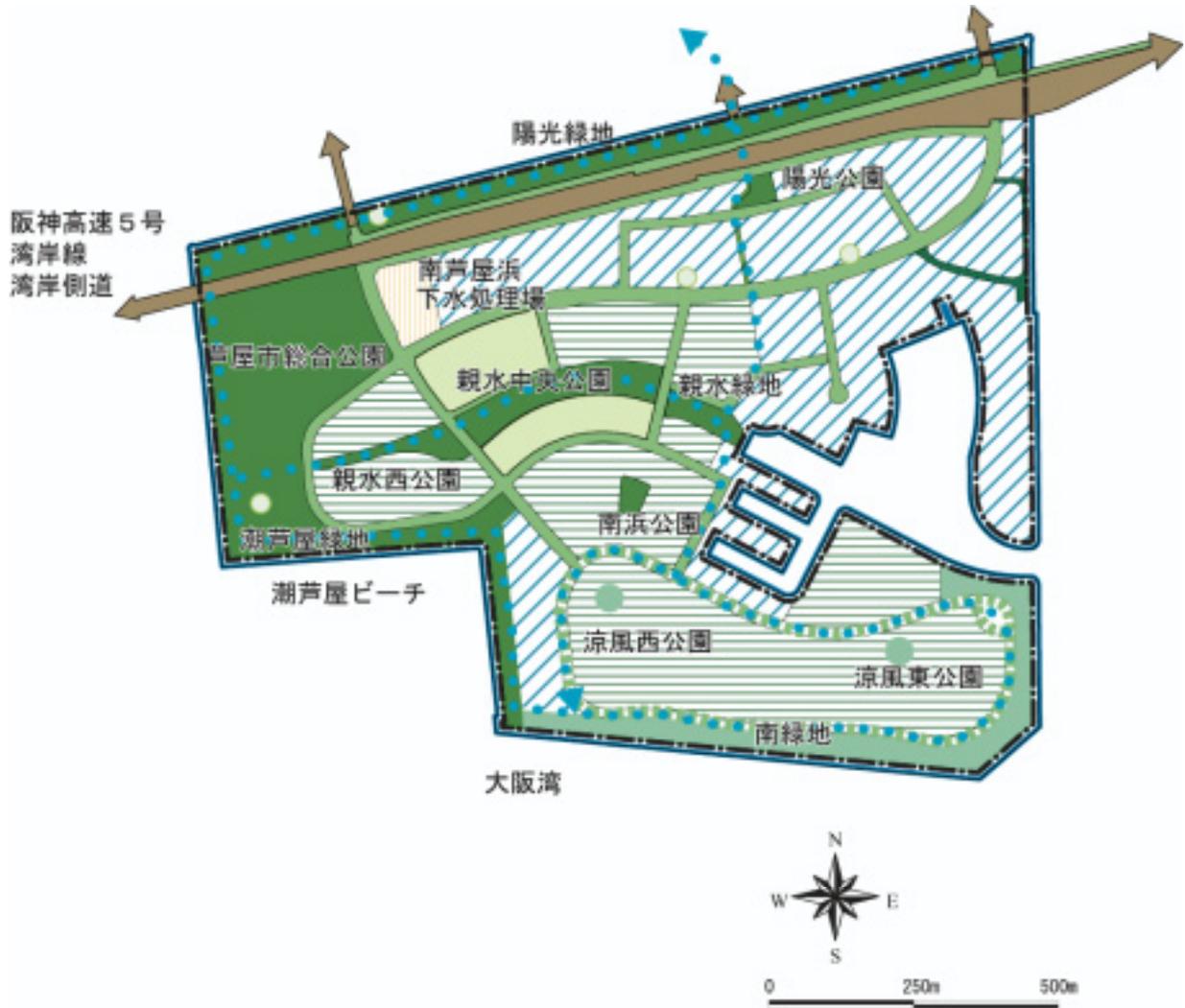


陽光緑地（陽光町）



南浜公園（南浜町）

南芦屋浜地区緑化重点地区



INDEX					
		今ある緑をまもる		新たな緑をつくる	
民有地の緑の保全と緑化の推進	緑を保全する地域		特に緑ゆたかな住環境を形成する地域		
			緑ゆたかな住環境を形成する地域		
			緑化活動団体による緑化の推進		
公共公益施設の緑の保全と緑化の推進	都市公園の緑の保全		都市公園の整備		
			道路緑化(既設道路)		
			道路緑化(計画道路)		
			公共公益施設の緑化の推進		
	緑化重点地区		水と緑のネットワークの軸		
	幹線道路等				

2

JR芦屋・阪神芦屋駅エリア地区緑化重点地区

(1) 基本的な考え方

中央地域は、都市計画マスタープランで、将来像として「潤いとにぎわいの中で都市回遊を楽しむ地域」として位置付けられています。

当地域は、JR芦屋駅南側から阪神電鉄芦屋駅の間に位置し、商業施設と住宅が混在している地区、官公署が集まる地区、住宅地地区等がある、市の中心部です。

阪神・淡路大震災では大きい被害を受け、地域の一部では震災復興土地区画整理事業等により、道路や公園が整備されましたが、商業系用途地域が多いこと、JR芦屋駅南地区は未整備である等、JR芦屋駅を中心とする地区は、本市の顔であるとともに市の中心部であるにもかかわらず、全体として緑が少ないため、緑化の推進を図る必要があることから、緑化重点地区に指定します。

また、当地区は、今後、緑化重点地区に指定する他の地区の先導的役割を果たせる「モデル地区」と位置付け緑化の取り組みをします。

(2) 緑化推進の施策

緑化の推進に当たっては、次の施策について、市民・事業者・行政が協働で取り組み緑化を推進していきます。

また、JR芦屋駅南地区の市街地開発時には、緑化について検討します。

①民有地の緑の保全と緑化の推進

- ・緑の保全
- ・シンボルツリーや樹木の植栽
- ・生垣化の推進
- ・駐車場緑化
- ・壁面緑化や屋上緑化の推進
- ・プランターの設置

②公共公益施設の緑の保全と緑化の推進

- ・緑の保全
- ・シンボルツリーや樹木の植栽
- ・生垣化の推進
- ・駐車場緑化
- ・壁面緑化や屋上緑化の推進
- ・道路の緑の保全や緑化の推進
- ・街角花壇の設置
- ・プランターの設置

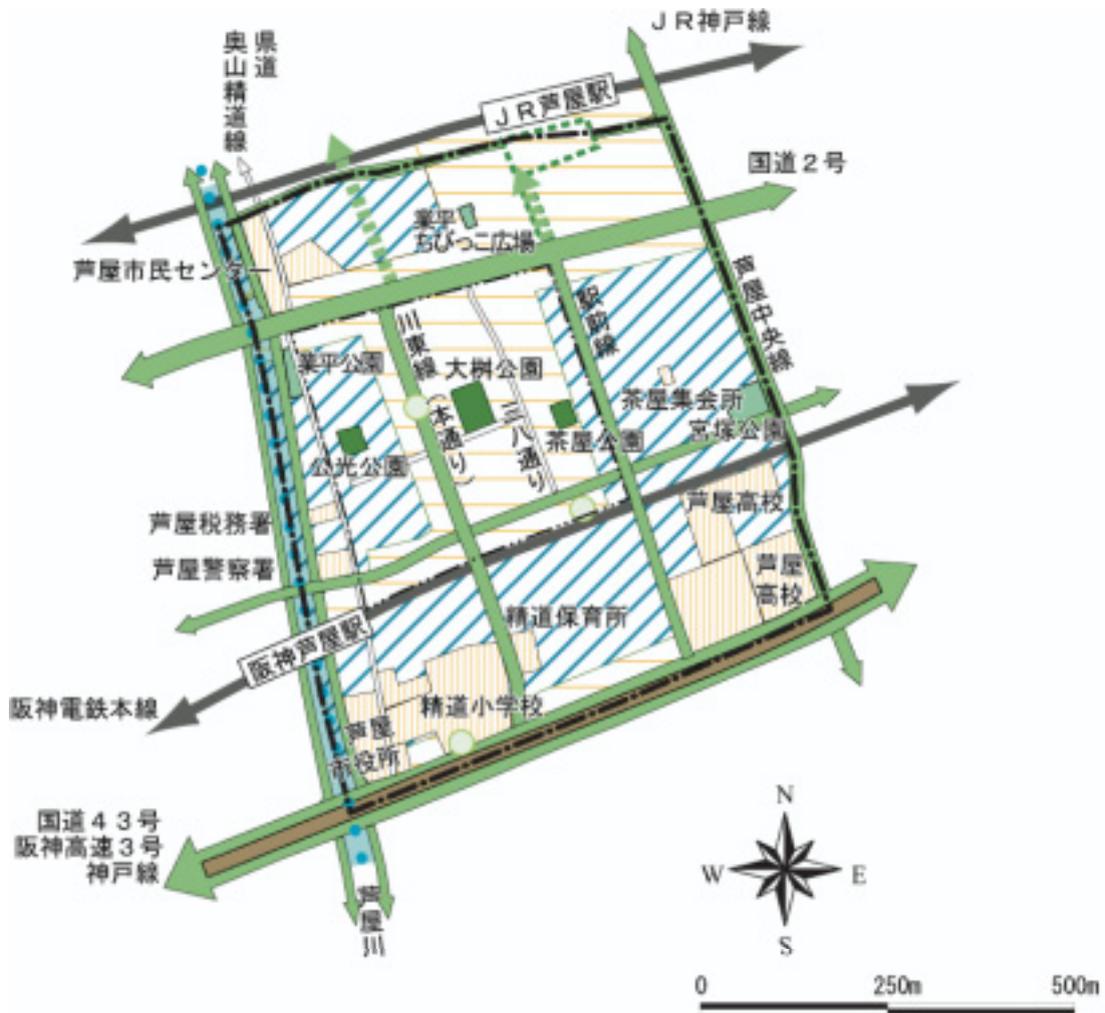


川東線：本通り（公光町・大榎町）



三八通り（大榎町・茶屋之町）

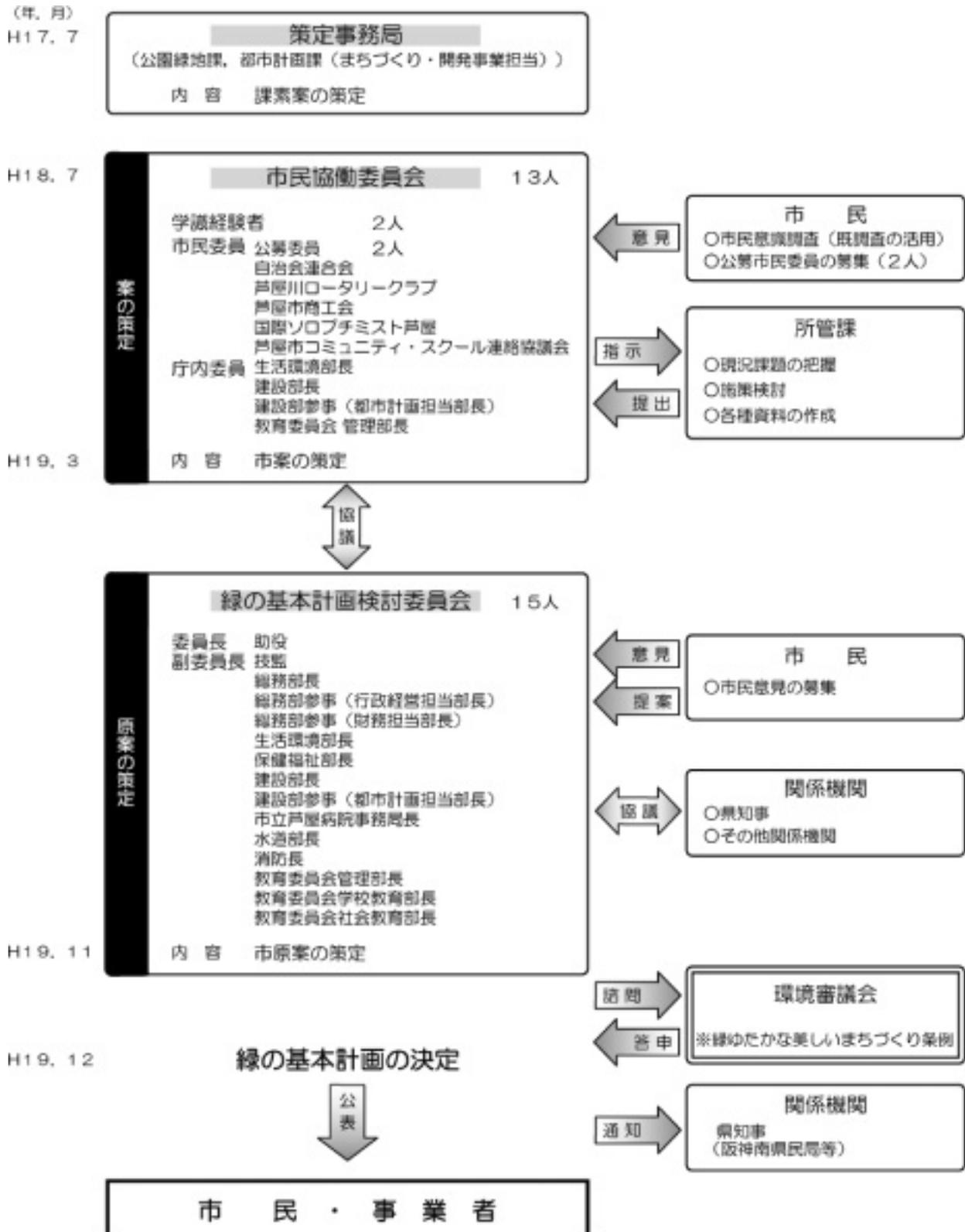
JR芦屋・阪神芦屋駅エリア地区緑化重点地区



INDEX				
	今ある緑をまもる		新たな緑をつくる	
民有地の緑の保全と緑化の推進			緑ゆたかな住環境を形成する地域	
			緑に配慮した住環境を形成する地域	
			緑化活動団体による緑化の推進	
公共公益施設の緑の保全と緑化の推進	都市公園の緑の保全		都市公園の緑化	
			道路緑化(既設道路)	
			道路緑化(計画道路)	
			公共公益施設の緑化の推進	
	緑化重点地区		芦屋中央震災復興土地区画整理事業	
	市街地開発予定地区		水と緑のネットワークの主軸	
	幹線道路等			

資料編

1. 緑の基本計画の策定体制



※市の議員の職名は、平成18年度の職名で記載しています。

2. 緑の基本計画の策定経過

年月	内 容	年月	内 容
H18. 4		H19. 4	・第2回 検討委員会（4月13日）
5		5	
6		6	
7	・第1回 検討委員会（7月10日） ・第1回 市民協働委員会（7月28日）	7	
8		8	・環境審議会に説明（8月9日）
9	・第2回 市民協働委員会（9月22日）	9	・市議会（都市環境常任委員会）に説明（9月10日）
10		10	・市民意見の募集（10月1日から31日）
11	・第3回 市民協働委員会（11月7日）	11	・第3回 検討委員会（11月30日）
12	・第4回 市民協働委員会（12月6日）	12	・環境審議会に諮問（12月21日） ・環境審議会から答申（12月28日）
H19. 1		H20. 1	・緑の基本計画の策定（1月17日）
2		2	
3		3	

3. 緑の基本計画検討委員会の市民協働委員会委員名簿

	氏 名	経 歴 等
学 識 経 験 者	平 田 富 士 男	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授 (兼) 兵庫県立淡路景観園芸学校 景観マネジメント部門 教員
	岡 絵 理 子	関西大学 工学部建築学科 専任講師
市 民	神 棒 真 一	公募委員
	松 尾 秀 己	公募委員
市民団体の代表	山 下 正 夫	芦屋市自治会連合会副会長
	永 瀬 純 治	芦屋川ロータリークラブ職業奉仕委員会委員長
	津 田 秀 穂	芦屋市商工会事務局長
	森 房 子	国際ソロプチミスト芦屋会長
	加 納 多 恵 子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会会長
市 職 員	高 嶋 修	生活環境部長
	定 雪 満	建設部長
	佐 田 高 一	建設部参事(都市計画担当部長)
	三 栖 敏 邦	教育委員会管理部長

※この名簿は、平成18年度の名簿です。

4. 緑の基本計画検討委員会の委員名簿

	役 職	氏 名
委 員 長	副 市 長	岡 本 威
副 委 員 長	技 監	大 瓦 巖
委 員	総 務 部 長	佐 藤 稔
	総務部参事（行政経営担当部長）	鷺 海 一 吉
	総務部参事（財務担当部長）	渡 辺 道 治
	市 民 生 活 部 長	高 嶋 修
	保 健 福 祉 部 長	浅 原 友 美
	都 市 環 境 部 長	定 雪 満
	都市環境部参事（都市計画担当部長）	佐 田 高 一
	市立芦屋病院事務局長	里 村 喜 好
	水 道 部 長	小 野 政 春
	消 防 本 部 消 防 長	樋 口 文 夫
	教 育 委 員 会 管 理 部 長	三 栖 敏 邦
	教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長	中 尾 滋 男
教 育 委 員 会 社 会 教 育 部 長	松 本 博	

緑の基本計画検討委員会の事務局名簿

	役 職	氏 名
事 務 局	都市環境部次長（都市計画課長）	徳 満 文 昭
	公 園 緑 地 課 長	林 茂 晴
	都 市 環 境 部 主 幹	岡 松 耕 作
	都 市 計 画 課 課 長 補 佐	東 実
	都 市 計 画 課 技 師	鹿 嶋 一 彦

5. 緑の基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)の原案を策定するため、緑の基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、緑の基本計画の原案策定に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、技監をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(市民協働委員会)

第5条 検討委員会に、緑の基本計画の素案を市民との協働により策定するため、市民協働委員会(以下「協働委員会」という。)を置く。

- 2 協働委員会は、13人以内の委員をもって組織する。
- 3 協働委員会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 協働委員会に座長を置き、座長は、委員の互選により選出する。
- 5 副座長は、座長の指名する委員をもって充てる。
- 6 座長は、会務を総理し、協働委員会を代表する。
- 7 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。
- 8 座長が必要と認めるときは、会議に協働委員会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる
- 9 協働委員会の委員の任期は、協働委員会の設置目的が達成された日までとする。

(庶務)

第6条 検討委員会に関する庶務は、公園緑地及びみどり景観に関する事務を所管する課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長	市立芦屋病院事務局長
総務部参事（行政経営担当部長）	水道部長
総務部参事（財務担当部長）	消防長
市民生活部長	教育委員会管理部長
保健福祉部長	教育委員会学校教育部長
都市環境部長	教育委員会社会教育部長
都市環境部参事（都市計画担当部長）	

別表第2（第5条関係）

学識経験者	都市環境部長
公募による市民	都市環境部参事（都市計画担当部長）
市民団体の代表	教育委員会管理部長

6. 芦屋市環境審議会の委員名簿

氏 名	経 歴 等	
学 識 経 験 者	盛 岡 通	大阪大学 大学院工学研究科 教授
	山 崎 古 都 子	滋賀大学 教育学部 教授
	日 下 部 昇	弁護士 老松総合法律事務所
	林 まゆみ	兵庫県立大学 自然環境科学研究所 准教授 県立淡路景観園芸学校 主任景観園芸専門員
	浅 川 好 雄	芦屋市環境衛生協会 会長
	津 久 井 進	弁護士 芦屋西宮市民法律事務所
	立 花 暁 夫	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 会長
	小 林 功	芦屋青年会議所 理事長
	岸 壽 子	芦屋ハーモニーライオンズクラブ 会長
	竹 内 恵 子	生活協同組合コープこうべ 理事
市 民	畑 中 俊 彦	市議会 議長
	幣 原 み や	市議会 副議長

7. 諮問書

芦 都 計 第 958 号
平成19年12月21日

芦 屋 市 環 境 審 議 会
会 長 盛 岡 通 様

芦 屋 市 長 山 中 健

芦屋市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
(芦屋市緑の基本計画)の策定について(諮問)

都市緑地法第4条第1項の規定及び緑ゆたかな美しいまちづくり条例第31条第1項の規定により、芦屋市緑の基本計画を策定するにあたり、緑ゆたかな美しいまちづくり条例第7条第3項を準用し、芦屋市緑の基本計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

以上

8. 答申書

平成19年12月28日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市環境審議会
会長 盛岡 通

芦屋市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
(芦屋市緑の基本計画)の策定について(答申)

平成19年12月21日付け芦都計第958号で諮問のあった標記のことについて、平成19年12月21日開催の芦屋市環境審議会で慎重に審議した結果、原案のとおり答申します。

以上

9. 都市公園等の現況と計画

	住区 番号	平成17年度		平成32年度	
		力所	面積 (h a)	力所	面積 (h a)
街区公園	1	5	0.49	7	1.00
	2	11	1.31	11	1.31
	3	11	3.14	11	3.14
	4	6	1.25	6	1.25
	5	10	0.96	10	0.96
	6	17	2.53	17	2.53
	7	8	0.47	10	1.00
	8	5	0.91	5	0.91
	9	4	1.07	4	1.07
	10	4	1.03	4	1.03
	11	3	1.28	5	1.78
	市街地 小計	84	14.44	90	15.98
	奥池地区	2	0.69	3	1.00
	① 街区公園 計	86	15.13	93	16.98
近隣公園	1			1	2.00
	2			1	2.00
	3	1	1.36	1	1.36
	4			1	2.00
	5			1	2.00
	6			1	2.00
	7	1	2.94	1	2.94
	8			1	2.00
	9	2	3.43	2	3.43
	10	1	1.50	1	1.50
	11	1	2.01	1	2.01
	市街地 小計	6	11.24	12	23.24
	奥池地区	0	0.00	1	2.00
	② 近隣公園 計	6	11.24	13	25.24
地区公園	市街地	1	4.96	3	12.96
	奥池地区			1	4.0
	③ 地区公園 計	1	4.96	4	16.96
④ 住区基幹公園 計	①+②+③	93	31.33	110	59.18
⑤ 総合公園		1	10.02	1	10.02
⑥ 都市基幹公園 計	④+⑤	94	41.35	111	69.20
⑦ 緑地		39	30.15	40	32.90
⑧ 公園・緑地 合計	⑥+⑦	133	71.50	151	102.10
⑨ 墓園		1	9.40	1	9.40
⑩ 特殊公園 計	⑨	1	9.40	1	9.40
保護樹林 広場		2	0.52	2	0.52
		9	0.58	9	0.58
⑪ その他緑地等 計		11	1.10	11	1.10
合計	⑧+⑩+⑪	145	82.00	163	112.60

10. 保護樹等指定一覧

保護樹指定表

樹木名	樹種	形 状			所在地	立地	所 有 者		備考
		樹高 (m)	幹周 (m)	枝張 (m)			氏 名	住 所	
① クスノキ	常緑 広葉樹	12.5	2.55	13.0	山芦屋 町 40	宅地	津田産業 (株)	大阪市住之 江区平林南 1-8-19	※1
② クロマツ	常緑 針葉樹	15.0	2.36	10.5	宮川町 23	緑地	国土交通 省	神戸市中央 区波止町 3-11	※1
③ クスノキ	常緑 広葉樹	15.0	1.90	11.5	岩園町 320-1	緑地	芦屋市	精道町 7-6	※1
④ イチョウ	落葉 針葉樹	15.0	1.80	7.0	西山町 33	社寺	安楽寺	西山町 10-3	※1
⑤ クスノキ	常緑 広葉樹	11.0	1.80	7.0	西山町 33	社寺	安楽寺	西山町 10-3	※1
⑥ クロガネモチ	常緑 広葉樹	13.0	3.10	14.0	西山町 33	社寺	安楽寺	西山町 10-3	※1
⑦ ケヤキ	落葉 広葉樹	20.0	2.55	17.0	三条町 179	社寺	八幡神社	三条町 179	※1
⑧ エノキ	落葉 広葉樹	17.0	2.35	15.0	西山町 134-4	宅地	芦屋西山 アーバン ライフ	西山町 17-10	※2
⑨ ヒマラヤスギ	常緑 針葉樹	10.0	1.82	8.0	西芦屋 町 38	宅地	田鍋菊夫	西芦屋町 4-19	※2

※1：芦屋市告示第 59 号 S50.11.5

※2：芦屋市告示第 17-4 H2.4.1

保護樹林指定表

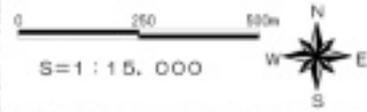
樹林名	所在地	形 状		樹 林 区 分	備 考
		平均 樹高	面 積		
① 芦屋神社保護樹林	東芦屋町 210	10.00	3,514.9	モッコク, アカマツ林 (アカマツ, ヤマモモ, モッコク, サカキ, オガタマ, クス ノキ, アラカシ)	※1
② 岩園町保護樹林	岩園町 46, 47-1 48-1, 49-1, 50	10.00	2,000.0	クヌギ・コナラ林 (クヌギ・コナラ・アカマツ)	※2
③ 六麓荘町保護樹林	六麓荘町 194, 196	10.00	3,217.0	アカマツ林 (アカマツ)	※3

※1：芦屋市告示第 59 号 S50.11.5

※2：芦屋市告示第 17-4 H2.4.1

※3：芦屋市告示第 51 H6.4.1

保護樹・保護樹林指定箇所 位置図



3 六軒荘町保護樹林

2 岩間町保護樹林

1 戸塚神社保護樹林

9 保護樹 クスノキ

8 保護樹 クスノキ

4 保護樹 イチョウ
5 保護樹 クスノキ
6 保護樹 クロガネモチ

8 保護樹 エノキ

7 保護樹 ケヤキ

9 保護樹 ヒマフヤスキ

2 保護樹 クロマツ

西宮市

神戸市

11. 用語解説

あ行

芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和25年に国会で可決され、住民投票を経て公布された法律です。芦屋市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適するように建設し、外客の誘致と定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もって国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的としています。(昭和26年3月3日法律第8号)

芦屋市住みよいまちづくり条例

市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成について、基本となる事項その他必要な事項を定め、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにすることによって、住みよいまちの実現に資することを目的とします。
(平成12年5月1日施行)

芦屋庭園都市宣言

本市は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきました。この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、「芦屋庭園都市」を宣言しました。
(平成16年1月1日に宣言)

芦屋市都市景観条例

本市の景観の形成に関する必要な事項を定め、緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的とします。大規模建築物等や条例による景観地区内の建築物等について、アドバイザー会議等の助言・指導を行うなど、より良い景観形成を進めています。
(平成8年10月1日施行)

オープン・ガーデン

私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスではじまりました。市民や企業が、自主的に広く公開する、個人の家や庭や緑化した敷地をオープン・ガーデンとしています。

本市においては、平成18年4月に公園等のコミュニティ花壇を中心とした第1回目のオープン・ガーデン2006を実施しており、今後も個人の庭も含め参加者を募集し、実施していきたいと考えています。

か行

街区公園

都市公園法施行令にその標準が定められています。街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であることから、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めることとされています。都市公園法運用指針の中で参考として示されている標準的な誘致距離は、250メートルです。

近郊緑地保全区域

近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定に基づき、近郊緑地のうち、

無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、国土交通大臣が指定します。

本市においては、市街化調整区域の大部分（市街化区域に接する県道奥山精道線沿いと芦屋市霊園等を除く区域）が近郊緑地保全区域に指定されています。当該区域内での建築物の建築等一定の行為については、県知事への届出が必要です。

近隣公園

都市公園法施行令にその標準が定められています。近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であることから、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めるとされています。都市公園法運用指針の中で参考として示されている標準的な誘致距離は、500メートルです。

近隣住区

地域社会における生活共同体としての基礎的な単位集団。都市計画の分野においては、主として住宅地の計画単位として位置付けられています。通常、小学校区を中心とする人口8,000人から1万人程度の区域を単位に設定されます。近隣住区には小学校、近隣公園のほか、日常生活用品を販売する地区商業施設や集会施設を集めた「近隣センター」などが配置されます。

本市においては、昭和46年の総合計画において、河川、鉄道、幹線道路等の物理的分断要素や町界等の社会的分断要素を目安として、10の住区が設定されています。これに南芦屋浜地域を11住区として追加すると、全体で11の住区に区分することになります。

建築協定

その地域の住民が、より安全で、より快適な、住みよいまちづくりを目指して、住民が全員の合意のもとに、建築物の敷地、用途、形態（高さ、階数等）、意匠（色彩、屋根の形状等）等の制限を定める協定です。

建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定と違って、締結するときは芦屋市長に申請して許可を受ける必要があります。また、合意した当事者間だけでなく、協定参加者の土地等を後から購入し権利者となった人にも効力がおよびます。

本市における建築協定は、浜地域の開発時に開発者が一人で協定を結ぶ「一人協定」が最初で、現在6地区で協定が締結されています。その他では、六麓荘町などで自主建築協定を締結しています。

さ行

市街化区域・市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法によって定められている都市計画区域の区分です。市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域です。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

本市においては、北部地域が市街化調整区域で、面積は約888ヘクタールです。山手地域、中央地域、浜地域及び南芦屋浜地域は市街化区域で、面積は約969ヘクタールです。

市木と市花

昭和42年（1967）に市が行った世論調査に対して、市木としてはマツ、サクラを、市花としてはバラ、サクラ、ツツジ、キクを推す意見が強くありました。

これをもとに、市は市民憲章“緑と花の専門部会”での意見をも参考にして、市制30周年の昭和45年（1970）に、市木にクロマツを、市花にコバノミツバツツジを定めました。

市民農園

市民が、レクリエーション活動として野菜や花等を栽培して、自然とふれ合い、農業に対する理解を深める機会等を提供するために、農地を一定区画に区分し、一定期間貸付ける農園のことであります。

本市においては、市民農園は3箇所あります。

住区（「近隣住区」を見てください。）

住区界（「近隣住区」を見てください。）

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

修景

都市計画や公園建設で、自然景観を破壊しないよう整備すること。

浜地域や南芦屋浜では、埋立造成によって失われた自然の美しさをとりもどすために、緑化が推進されています。

生産緑地地区

「生産緑地法」及び「都市計画法」に基づき、農林漁業との調和を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草放牧地・森林・池沼等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを市町村が指定した地区を言います。都市計画法に基づく地域地区の一つです。

本市における生産緑地地区は、8地区で約2ヘクタール指定しています。

瀬戸内海国立公園

「自然公園法」に基づき、環境大臣が、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定をしています。

本市における瀬戸内海国立公園六甲地域は、面積約633ヘクタールです。その内、当該公園の景観を維持するため、面積約135ヘクタールを特別保護地区に指定し、当該公園の風致を維持するために、面積約128ヘクタールを第1種特別地域、面積約245ヘクタールを第2種特別地域に指定しています。

た行

第3次芦屋市総合計画

芦屋市総合計画は、芦屋国際文化住宅都市の建設のために策定する本市の行政の総合計画を言います。昭和46年度に最初に策定、2回目は昭和61年に策定、第3次芦屋市総合計画は平成13年度に策定しました。

本計画は、この総合計画に即して定めることとされています。

地区計画

その地域の住民等が、その地域にあったまちづくりの方針を定め、その方針に従って、地区施設などの配置や建築物の建て方等のルールを詳しく定め、良好な住環境の形成や保全を図るものです。「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、市が都市計画として決定します。

また、このルールを建築条例に定めれば、建築確認の審査項目となります。

本市における地区計画は、平成13年3月に、南芦屋浜地区の地区計画を指定したのが最初、現在、13地区の地区計画を都市計画決定しています。

地区公園

都市公園法施行令にその標準が定められています。地区公園は、主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であることから、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めることとされています。都市公園法運用指針の中で参考として示されている標準的な誘致距離は、1キロメートルです。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」及び「都市計画法」に基づき、都市計画区域内において特に良好な自然的環境を形成している一定の要件に該当する緑地を保全するため指定する地区です。指定された地区内では、建築物の建築等の行為は凍結的に制限されます。

本市においては、「会下山特別緑地保全地区：面積約15ヘクタール」と「剣谷、苦楽園特別緑地保全地区：面積約14ヘクタール」が指定されています。

都市計画マスタープラン

「都市計画法」に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。住民の意見を反映させて市の都市計画・まちづくり分野の総合的なマスタープランとして定めるものです。本市は、平成17年3月に策定しました。

本計画は、都市計画のマスタープランと整合を図ることとされています。

都市公園

「都市公園法」に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都道府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含みます。

都市緑地法

平成16年の改正により、それまでの「都市緑地保全法」を改称・改正し、成立した法律です。都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした諸制度が定められています。本計画は、同法第4条第1項

に基づき策定しています。

土地区画整理事業

「土地区画整合法」に基づく事業で、事業地内の宅地の減歩及び換地により道路、公園等の公共施設の整備改善と宅地の整備を行うものです。

本市においては、昭和22年から土地区画整理事業を実施してきました。

最近では、震災復興区画整理事業として、芦屋中央地区、芦屋西部第一地区、芦屋西部第二地区の事業を実施しました。

これまでの施行済地区は9地区で施行面積は約270ヘクタールです。

は行

ヒートアイランド（化）現象

経済活動や都市的土地利用の増加などにより、都市部において気温が異常に上昇する現象を言い、緑地の減少も大きく影響しているといわれています。都市独特の局地的気候現象で、人口の都市への集中による大気を冷やす森林や畑の減少、大量の人口熱、放射熱と大気汚染物質の放出等の結果生じた都市の気温が局地的に周辺よりも高く、等温線が島のような形になることからこう（heat island＝熱の島）呼ばれます。

風致地区

風致地区は、都市の風致を維持するために、都市計画によって定められた地区です。ここでいう風致とは、樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観をいいますが、これらは、生活に潤いを与え、緑豊かな住環境をつくり出しています。

本市においては、市街化調整区域から山手地域の一部に六甲山風致地区（面積約1,054.7ヘクタール）を、芦屋川沿いに芦屋川風致地区（面積約33.3ヘクタール）を指定しています。

この風致地区内では、兵庫県の「風致地区内における建築等の規制に関する条例」により建築物その他工作物の建築、宅地の造成ほか土地の形質の変更などが規制されています。

保護樹及び保護樹林

「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づき、まちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木又は樹木の集団を指定します。

本市においては、保護樹9本、保護樹林3箇所の指定をしています。

ま行

緑

ここでいう緑とは、樹林地・農地・水辺地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を構成しているものや、都市公園・街路樹・公共施設や民有地の植栽地などを総称するものであり、さらには、これらが創り出す景観や人間の精神的なものまで包括する言葉として用いています。

緑の保全地区

「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づき、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区を指定します。

本市においては、緑の保全地区に指定した地区はありません。

緑ゆたかな美しいまちづくり条例

この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

環境計画の推進、公害対策の推進、自然環境の保全、緑化の推進、清潔なまちづくり、住みよいまちづくりを進めて、美しく住みよい芦屋の実現を目指すものです。

(平成12年4月1日施行)

や行

ユニバーサル・デザイン

文化・言語の違い、老若男女の差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）をいいます。

ら行

ランドスケープ

景色。景観。風景。風景画。

人工環境と自然環境の調和を目指した外部空間の総合的な構成をいいます。

ランドマーク

景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつものをいいます。ランドマークは、分かりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザイン要素として活用されます。

一般的には周辺から見ることでできる高さがあるもので、例えば、超高層建築物、テレビ塔、教会、鳥居、煙突、特徴的な山等があります。

緑地

緑地は、樹木・樹林、草地・芝生地、農地、都市公園等の裸地、河川・池沼、水辺地、岩石地やこれらに類する土地が単独でもしくは一体となって良好な自然環境を形成しているもの、つまり、利用または存在機能をもつ空地で、原則として自然環境を備えるものをいいます。

緑被率

その区域に占める緑地の割合です。緑地は、樹木・樹林、草地・芝生地、農地、都市公園等の裸地、河川・池沼等です。

本市における緑被率は、平成17年度の調査での、市街化区域の緑地面積は約209ヘクタールで、市街化区域面積約969ヘクタールに対して、約22パーセントです。

緑化重点地区

都市緑地法第4条第2項第3号ホの規定に基づき定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

具体的には、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区等において、地形、地物、字界等で区域を設定して緑化重点地区を定め、公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備等、当該地区において講じる緑化施策について定めます。

本計画における緑化重点地区は、「南芦屋浜地区」と「JR芦屋・阪神芦屋駅エリア地区」です。

緑化推進地区

緑ゆたかな美しいまちづくり条例に基づき、市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図ることが必要な地区を指定します。

本市においては、緑化推進地区に指定した地区はありません。

緑化地域

「都市緑地法」及び「都市計画法」に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区を対象に指定する地域で、指定されると建築物の建築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化が義務付けられます。都市計画法における地域地区として市町村が計画決定できます。

本市においては、緑化地域に指定した地域はありません。

六甲山系グリーンベルト整備事業

表六甲山麓地域の土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑ゆたかな都市景観の保全、創出を図ることを目的として、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面に一連の防災樹林帯を形成する事業です。



芦屋市緑の基本計画

芦屋市都市環境部都市計画課

住 所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL：(0797) 38-2109 (直通) FAX：(0797) 38-2164

ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.hyogo.jp/machidukuri/index.html> 平成20年(2008年)1月作成



この冊子は再生紙を使用しています。

